

報 告 事 項

項 目	説 明																		
<p>1 厚生労働省の毎月勤労統計調査に係る育児休業手当金及び介護休業手当金の追加給付について</p>	<p>平成31年2月以前に支給が完了している者について、当共済組合本部でのシステム対応が可能となったため、令和3年2月25日に追加給付を行う。</p> <p>対象者は令和2年12月25日時点で組合員資格を有している者であり、対象者数及び追加給付額は次のとおりである。なお、対象者からの請求手続きは不要としている。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>育児休業手当金</td> <td>520人</td> <td>給付額</td> <td>2,639,127円</td> </tr> <tr> <td>介護休業手当金</td> <td>88人</td> <td>給付額</td> <td>138,448円</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>育児休業手当金及び介護休業手当金は、1日当たりの給付額に上限額が設けられており、この給付上限相当額は、厚生労働省が行う毎月勤労統計調査の結果を反映して算定される。</p> <p>平成16年以降の毎月勤労統計調査において、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことにより、同調査における賃金額が低めに算出されていたことが令和元年度に発覚したため、1日当たりの給付額が給付上限相当額に達している者の給付額に影響が生じている。</p> <p>平成31年3月時点の受給者については、令和2年2月に追加給付済み。</p> </div>	育児休業手当金	520人	給付額	2,639,127円	介護休業手当金	88人	給付額	138,448円										
育児休業手当金	520人	給付額	2,639,127円																
介護休業手当金	88人	給付額	138,448円																
<p>2 オンライン資格確認等システムの運用開始について</p>	<p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、マイナンバー制度のインフラを活用し被保険者資格の情報を一元管理する仕組みとして、令和3年3月より、オンライン資格確認等システムの運用開始が予定されている。</p> <p>これにより、転職・退職等で加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報等の確認が可能となり、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになる。</p> <p>なお、運用対象範囲等及びスケジュールは次のとおりであるが、現時点で詳細は決定していない。</p> <p style="text-align: center;">＜運用対象範囲等＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">運用開始時期</td> <td>令和3年3月（予定）</td> </tr> <tr> <td>対象医療機関等</td> <td>全国の保険医療機関・保険薬局</td> </tr> <tr> <td>対象保険者</td> <td>すべての医療保険者等</td> </tr> <tr> <td>対象利用者</td> <td>①マイナンバーカードを保持する被保険者、被扶養者等 ②保険証を所持する被保険者、被扶養者等</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>①マイナンバーカード、保険証を用いたオンラインでの資格照会と提供 ②審査支払機関でのレセプト受付時の資格確認 ③特定健診情報、後期高齢者健診情報、医療費通知情報、薬剤情報の閲覧</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">＜マイナンバーカードの利用にあたってのスケジュール＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和3年3月末</td> <td>健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月</td> <td>マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始</td> </tr> <tr> <td>令和4年3月末</td> <td>医療機関等の9割程度での導入を目指す</td> </tr> <tr> <td>令和5年3月末</td> <td>概ね全ての医療機関等での導入を目指す</td> </tr> </table>	運用開始時期	令和3年3月（予定）	対象医療機関等	全国の保険医療機関・保険薬局	対象保険者	すべての医療保険者等	対象利用者	①マイナンバーカードを保持する被保険者、被扶養者等 ②保険証を所持する被保険者、被扶養者等	サービス	①マイナンバーカード、保険証を用いたオンラインでの資格照会と提供 ②審査支払機関でのレセプト受付時の資格確認 ③特定健診情報、後期高齢者健診情報、医療費通知情報、薬剤情報の閲覧	令和3年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す	令和3年10月	マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始	令和4年3月末	医療機関等の9割程度での導入を目指す	令和5年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す
運用開始時期	令和3年3月（予定）																		
対象医療機関等	全国の保険医療機関・保険薬局																		
対象保険者	すべての医療保険者等																		
対象利用者	①マイナンバーカードを保持する被保険者、被扶養者等 ②保険証を所持する被保険者、被扶養者等																		
サービス	①マイナンバーカード、保険証を用いたオンラインでの資格照会と提供 ②審査支払機関でのレセプト受付時の資格確認 ③特定健診情報、後期高齢者健診情報、医療費通知情報、薬剤情報の閲覧																		
令和3年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す																		
令和3年10月	マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始																		
令和4年3月末	医療機関等の9割程度での導入を目指す																		
令和5年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す																		

項 目	説 明																								
3 標準報酬の最高等級の追加(上限改定)について	<p>令和2年9月1日に施行された地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴い、同月から適用される厚生年金保険及び退職等年金給付に係る標準報酬の区分について、次のとおり65万円の等級が追加された。</p> <p><令和2年8月までの標準報酬の最高等級区分></p> <table border="1" data-bbox="391 452 1444 564"> <thead> <tr> <th colspan="2">標準報酬の等級</th> <th rowspan="2">標準報酬の月額</th> <th rowspan="2">報酬月額</th> </tr> <tr> <th>厚生年金保険</th> <th>退職等年金給付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第31級</td> <td>第30級</td> <td>620,000円</td> <td>605,000円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><令和2年9月以後の標準報酬の最高等級区分></p> <table border="1" data-bbox="391 640 1444 797"> <thead> <tr> <th colspan="2">標準報酬の等級</th> <th rowspan="2">標準報酬の月額</th> <th rowspan="2">報酬月額</th> </tr> <tr> <th>厚生年金保険</th> <th>退職等年金給付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第31級</td> <td>第30級</td> <td>620,000円</td> <td>605,000円以上 635,000円未満</td> </tr> <tr> <td>第32級</td> <td>第31級</td> <td>650,000円</td> <td>635,000円以上</td> </tr> </tbody> </table>	標準報酬の等級		標準報酬の月額	報酬月額	厚生年金保険	退職等年金給付	第31級	第30級	620,000円	605,000円以上	標準報酬の等級		標準報酬の月額	報酬月額	厚生年金保険	退職等年金給付	第31級	第30級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	第32級	第31級	650,000円	635,000円以上
標準報酬の等級		標準報酬の月額	報酬月額																						
厚生年金保険	退職等年金給付																								
第31級	第30級	620,000円	605,000円以上																						
標準報酬の等級		標準報酬の月額	報酬月額																						
厚生年金保険	退職等年金給付																								
第31級	第30級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満																						
第32級	第31級	650,000円	635,000円以上																						
4 押印省略に係る様式改正について	<p>令和2年12月28日、地方公務員等共済組合法施行規則、地方公務員等共済組合法施行規程及び地方公務員等共済組合法施行規程運用方針において、組合員等に対して又は会計処理上押印を求めている手続きについて、押印等を不要とするための規定の改正が行われた。</p> <p>公立学校共済組合においても、これを踏まえて見直しに取り組むこととされたことから、静岡支部の各事業において使用している様式のうち、押印の省略が可能なものについて、令和3年度から改正することとし、現在、改正作業に着手している。</p> <p><主な改正点></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組合員本人の押印省略 2 所属所長の証明欄の削除 3 事務担当者の押印欄の削除 																								